

第17回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和8年1月19日
 告示番号 第1号
 会議年月日 令和8年1月26日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主任主事 熊谷 啓

本日の案件 第17回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時2分

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>ただ今から、第17回一関市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、7番 菅原 聡子 委員、9番 渡邊 克洋 委員、16番 齋藤 佳記 委員、22番 遠藤 真一 委員 より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 17番 藤原 美喜男 委員、18番 高橋 金夫 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、熊谷 主任主事を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第37号 農政専門委員会の報告について」を議題いたします。</p> |

佐藤 多賀幸 農政
専門委員会委員長

佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。

第4回農政専門委員会協議結果報告をいたします。

開催日時、令和8年1月21日、水曜日、15時から17時までです。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 会議室です。

出席者、私ほか農政専門委員 出席8名、欠席4名、事務局阿部事務局長、浅岡局長補佐兼企画係長です。

協議事項、令和8年度農作業標準賃金（案）についてです。

協議内容、事務局で作成した原案を基に、農作業標準賃金審議会へ提案する内容について確認しました。

人力の部については、昨年度と同様に、人力作業賃金は岩手県最低賃金の上昇率を、オペレーター賃金は岩手県内における標準額の平均額の対前年比上昇率を、それぞれ参考に算出した場合と、県内でのバランスを考慮し据え置きとする場合の2案を提案することとしました。

機械の部については、昨年度と同様に、農業会議で試算した令和8年度農作業受委託料金の対前年比上昇率を参考に引き上げる案としました。

耕起、代かき、田植え、刈取り作業については、摘要欄に「圃場条件（小区画・不整形など）に応じて適宜加算」と追記する案で提案することとしました。

以上のとおり、報告します。

議 長

以上で「報告第37号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

19番

19番 佐藤 想司 委員

佐藤 想司 委員

機械の部について教えていただきたいです。

令和8年度農作業受託料金の対前年比上昇率の意味についてです。

令和8年は本年です。対前年比上昇率は近隣の農業委員会が出しているものを勘案して、一関市のものを決めるということでしょうか。

長年私は、機械作業受委託料金が安すぎると言うことを申し上げてきました。

しかし、米価が安いので料金だけを上げることはできない、その1点だけでずっと据え置かれ金額は押さえられてきた経過があります。昨年は異常なほど米価が上がっており、さまざまなコストが上がっていますので、今回ここは大きく見直さなければいけ

浅岡局長補佐

ないところだと思っております。

担い手不足、耕作放棄地が増えていく中でその点が改善されなければ、専業農家はやっていけないと思います。

その辺りをもう少し具体的に、説明していただきたいです。

お答えいたします。

農業会議で令和8年度の作業受委託料金の試算を出しています。

これは毎年試算しており、農業機械の高騰、燃料費、管理費、減価償却費等それぞれを勘案し、農業会議で令和8年度の試算をしたものです。

それと前年度の令和7年度で試算した金額を比べて、その上げ幅の上昇率を採用して4.8%の増で提案したものです。

農政専門委員会では審議会に提出する原案の確認をしていただきましたので、その後審議会を開催し最終的に総会で決定することとなりますので、よろしくお願いたします。

議 長
佐藤 多賀幸 農政
専門委員会委員長

農政専門委員長、補足ございましたらお願いたします。

今、説明のあった部分は1つの根拠です。

すでに、農作業標準賃金の審議が終わっている市町村もあります。

そういったところとの比較も含めて、総合的に判断して全体的には一関市の標準賃金額が、登米市、栗原市含めて上位3番くらいに入っております。

そのようなところで委員全体的には、この位置であれば決して低いところではないだろうということで、原案の承認をいただいたという状況です。

浅岡局長補佐

追加となります。

今回は上げ幅が4.8%ということで提案しておりますが、前年度につきましては同じような考え方で3%上げており、6年度は4%、その前は2%と毎年少しずつではありますが上昇している状況です。

県内、近隣都市と比較してみると、ちょうど中間の金額くらいになっており、高すぎず安すぎずというところになっております。

以上です。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第37号」の質疑を終わります。

局長

次に、「報告第 38 号 専決処分報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

2 ページをお開き願います。

報告第38号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

3 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から9ページの第27号までの27件、27名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和8年1月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付する」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第 38 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、「報告第 38 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 39 号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

10 ページをお開き願います。

報告第 39 号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から11ページの第5号までの5件、8筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたの

で、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、畦畔を除去しようとするもの。

また、園芸用ハウスを設置するため、盛土や切土を行い圃場の均平を取ろうとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第39号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第39号」の質疑を終わります。

次に、「報告第40号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

12ページをお開き願います。

報告第40号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

第1号は、一関地域の転用事業に係る取下げです。

譲受人が、太陽光発電設備を設置する計画で農地転用許可申請を行い、令和7年2月25日開催の総会において意見決定を行ったものでしたが、譲受人の計画の見直しにより、当該土地で事業を行わないこととなったため、取下願出書の提出があったものです。

県の許可には至っていないため、取下げに関する意見の決定ではなく、報告とするものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第40号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
局 長

なければ、「報告第 40 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

13 ページをお開き願います。

議案第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 13 件です。

第 1 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 2 号につきましては、貸付人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き使用賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 8 年 12 月 31 日までの 1 年間です。

14 ページをお開き願います。

第 3 号及び第 4 号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 13 年 1 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15 ページをお開き願います。

第 5 号から 17 ページの第 9 号までの 5 件につきましては、いずれも地域の共有資産となっている農地を個人に譲渡しようとするものであり、それぞれ譲受人は、従来から自身が実質的に管理してきた農地を引き続き耕作するため、贈与により農地を取得しようとするものです。

あらためて、17 ページをお開き願います。

第 10 号及び第 11 号につきましては、貸付人が遠方に居住しており、また労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

18 ページをお開き願います。

第 12 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において従前から借受けていた農地を取得し、引き続き耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 13 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請 23 件です。

第 14 号から 19 ページの第 15 号、飛んで第 17 号、20 ページの第 18 号、飛んで第 20 号、21 ページの第 21 号及び第 22 号、ページ飛びまして 27 ページの第 35 号までの、9 件につきましては、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 11 年 1 月 31 日までの 3 年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

20 ページにお戻り願います。

第 19 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、従前より譲渡人から借受けて耕作していた農地を売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

21 ページをお開き願います。

22 ページに跨っておりますが、第 23 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため、賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 9 年 1 月 31 日までの 1 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 24 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 18 年 1 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

23 ページをお開き願います。

第 25 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理

できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年1月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第26号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

24ページをお開き願います。

第27号、及び25ページの第31号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間及び賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

24ページにお戻りいただきまして、第28号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前から借受けていた農地を引き続き耕作したいため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年1月31日までの5年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

25ページをお開き願います。

第29号、及び第30号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年1月31日までの5年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第31号につきましては、先ほど説明を終えておりますので、26ページをお開き願います。

第32号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため、使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第33号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

27ページをお開き願います。

第 34 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 35 号につきましては、先ほど説明を終えておりますので1つ飛びまして、第 36 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

28 ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請 8 件です。

第 37 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

28 ページから 29 ページに跨っておりますが、第 38 号につきましては、譲渡人から後継者である譲受人に対して、経営移譲のため、生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

29 ページをお開き願います。

第 39 号から 30 ページの第 41 号までの 3 件につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けて耕作しようとするもので、貸借期間及び賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

30 ページをお開き願います。

第 42 号から 31 ページの第 43 号の 2 件につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため、第 42 号については賃貸借により、第 43 号については使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 18 年 1 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

31 ページをお開き願います。

第 44 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管

| | | |
|-----|--------|---|
| | | <p>理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>次に、千厩地域に係る申請1件です。</p> <p>第45号につきましては、貸付人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため、賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和18年1月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第108号」の説明を終わります。</p> <p>ここで一旦、休憩します。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 | 長 | |
| 議 | 長 | 再開いたします。 |
| | | ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 |
| 18番 | | 最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。 |
| 高橋 | 金夫 委員 | 一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。 |
| | | 現地調査日、令和8年1月13日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 渡邊委員、私 高橋、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。 |
| | | 報告内容、第1号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま |
| 議 | 長 | 報告は以上です。 |
| | | ありがとうございました。 |
| 21番 | | 次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。 |
| 佐藤 | 多賀幸 委員 | 花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。 |
| | | 現地調査日、令和8年1月9日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 礪田委員、岩淵委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。 |
| | | 報告内容、第14号から第36号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま |

議長

6番

加藤 敏子 委員

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年1月9日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員 農業委員 私 加藤、農地利用最適化推進委員 菊池委員、三浦委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第37号から第44号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

24番

藤野 秀一 委員

現地調査日、令和8年1月9日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 遠藤委員、農地利用最適化推進委員 畠山委員、菊池委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第45号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議長

長

13番

及川 治雄 委員

13番 及川 治雄 委員

41号についてです。

登記簿と現況地目が異なっております。

登記簿の原野と山林が現況地目で畑となっております。この場合、農地として認められるのでしょうか。

これから、畑として登記するのでしょうか。

農地係長

41号の登記簿上は原野、山林となっている部分と現況地目がすべて畑となっているものの扱いについてです。

農地法の許可が必要か否かの部分については、あくまでも現況を見て判断することになっていることから、今回は登記簿で原野でも実際は畑であるため、賃貸借をする場合は申請許可が必要と

13番
及川 治雄 委員
農地係長

なります。

今後の登記という部分は、特段こちらでは申請の際に話はしておりませんので、今後その辺りを確認し適正に対処していきたいと思えます。

固定資産税としては、畑として課税していないということでもよろしいでしょうか。

登記簿と課税は必ずしも一致しないため、今回は現況が畑なので、私のほうでは具体的に確認しておりませんが、課税はあくまで現況で課税されるため、おそらく現況の畑で課税されているのではないかと考えます。

13番
及川 治雄 委員

明日、遠野市農業委員会へ遊休農地解消の視察研修をしますが、この状況を見ますと、今まで荒れていた原野、山林、雑種地が農地として転用可能になる可能性もでてきます。

この点については、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

農地係長

こちらの土地が登記簿上、原野、山林となっている変遷を把握しておりませんので、こちらの例が耕作放棄地の解消につながるかどうかについての部分はお答えいたしかねます。

耕作放棄地については、どこの市町村でも問題になっているため、その辺の視察を行ったうえで、一関市農業委員会として取り組める部分に取り組んで行くということ、総会等さまざまな場面で協議していければと思っております。

13番
及川 治雄 委員
農地係長

この件について来月の総会で、原野、山林から畑になった経過を報告願いたいと思えます。

調査できる範囲で調査して、機会を捉えて報告したいと思えます。

議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 108 号」を可と決します。

次に、「議案第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

農地係長

事務局の説明を求めます。

32 ページをお開き願います。

議案第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

一 関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、申請人が、共同住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第 109 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

18 番

高橋 金夫 委員

一 関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一 関地域の農地法第 4 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 109 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

農地係長

申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

33 ページをお開き願います。

議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 2 件です。

第 1 号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第 1 種住居地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

第 2 号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請 1 件です。

第 3 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第 110 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

18番

高橋 金夫 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第 2 号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番
千葉 平 委員

川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和8年1月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第110号」を許可相当と決します。

次に、「議案第111号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

34ページをお開き願います。

議案第111号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が114件、貸借・再配分が1件です。

36ページをお開き願います。

はじめに貸借・一括方式ですが、1号から39ページの16号までの16件が一関地域の申請、40ページの17号から43ページの34号までの18件が花泉地域の申請、35号から46ページの53号までの19件が千厩地域の申請、47ページの54号から48ページの62号までの9件が東山地域の申請、63号から65号までの3件

| | | |
|---|---|---|
| | | が室根地域の申請、49 ページの 66 号 1 件が川崎地域の申請、67 号から 59 ページの 114 号までの 48 件が藤沢地域の申請です。 |
| | | 藤沢地域の申請が多いのは、中間管理事業の中での賃貸借契約の更新が多いためであります。 |
| | | 60 ページをお開き願います。 |
| | | 次に貸借・再配分ですが、藤沢地域 1 件の申請です。 |
| | | 以上で説明を終わります。 |
| 議 | 長 | 以上で、「議案第 111 号」の説明を終わります。 |
| | | なお、47 ページ【貸借・一括】第 59 号～62 号については、 |
| | | 2 番 鈴木 弘也 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 |
| | | 「議案第 111 号」【貸借・一括】第 59 号～62 号を除き可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 |
| | | よって、可と決します。 |
| | | 次に、【貸借・一括】第 59 号～62 号について審議いたします。 |
| | | 鈴木 弘也 委員は退室願います。 |
| | | (午後 3 時 40 分 退室) |
| 議 | 長 | 審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 |
| | | 「議案第 111 号」【貸借・一括】第 59 号～62 号を可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 |
| | | よって、可と決します。 |
| | | 鈴木 弘也 委員は入室願います。 |
| | | (午後 3 時 41 分 入室) |
| 議 | 長 | 鈴木 弘也 委員に申し上げます。 |

農地係長

「議案第 111 号」【貸借・一括】第 59 号～62 号を可と決しました。

次に、「議案第 112 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

61 ページをお開き願います。

議案第 112 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。

62 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、一関東部土地改良区の東山地域と室根の農地に係る 15 件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、「議案第 112 号」の説明を終わります。

審議願います。

議長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

議長

「議案第 112 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって「議案第 112 号」を可と決します。

次に、「議案第 113 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

63 ページをお開き願います。

議案第 113 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。

65 ページをお開き願います。

本議案に係る申出は、農用地区域からの除外が 25 件、農用地区域への編入が 90 件、用途変更が 10 件です。

初めに農用地区域からの除外申出ですが、第 1 号から第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申出、第 6 号 1 件は、花泉地域に係る申出、第 7 号から第 9 号までの 3 件は、大東地域に係る申出、第 10 号から第 12 号までの 3 件は、千厩地域に係る申出、第 13 号と第 14 号の 2 件は、室根地域に係る申出、第 15 号から第 25 号までの 11 件は、藤沢地域に係る申出です。

除外理由につきましては、除外理由欄に記載の目的で、農地転用が計画されていることによるものです。

いずれの案件も、農用地区域から除外された後に転用申請が可能となり、申請があった際は、総会で、それぞれ審議することとなります。

66 ページをお開き願います。

次に、農用地区域への編入の申出です。

第 1 号から第 7 号までの 7 件は、一関地域に係る申出です。

編入理由につきましてはですが、先月の第 16 回総会において報告しました農地法第 5 条許可申請書の取下願出書の提出があったもので、譲受人が、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、農地転用を行う計画で令和 6 年 1 月 25 日開催の総会において意見決定を行ったものでしたが、農業従事者の継続的な雇用が難しい見通しとなったため、農地転用を断念したものに係る編入です。

第 8 号から 67 ページの 73 号までの 66 件は、大東地域に係る申出です。

編入理由につきましては、記載のとおり「土地改良事業施行区域に編入するため」です。

74 号から 80 号までの 7 件は、東山地域に係る申出です。

編入理由につきましては、74 号から 78 号までの 5 件は、除外後において転用事業（太陽光発電事業）を取りやめたため、79 号 80 号の 2 件は、記載のとおり「中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため」であります。

81 号から 68 ページの 90 号までの 10 件は、藤沢地域に係る申出です。

編入理由につきましては、81 号から 87 号までの 7 件は、記載のとおり「中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するた

| | | |
|-----|--------|--|
| | | <p>め、88号から90号までの3件は、農業用施設（鶏舎）建設のために農業用施設として編入しようとするものです。</p> <p>なお、編入につきましては、原則として、農業委員等による現地確認は省略しておりますのでご了承願います。</p> <p>69ページをお開き願います。</p> <p>次に農用地域の用途変更です。</p> <p>10件すべて藤沢地域に係る申出です。</p> <p>用途変更理由につきましては、1号から4号までの4件は、記載のとおり「農業用施設（鶏舎）建設のため、5号から10号までの6件は、当該土地での農業用施設（鶏舎）の建設を取りやめ、農地に戻すものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 | 長 | <p>以上で「議案第113号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> |
| 18番 | | <p>一関地域の農振除外現地調査報告をいたします。</p> |
| 高橋 | 金夫 委員 | <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、No.101 から No.103 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま</p> |
| 議 | 長 | <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> |
| 21番 | | <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします</p> <p>花泉地域の農振除外現地調査報告をいたします。</p> |
| 佐藤 | 多賀幸 委員 | <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、No.201 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま</p> |
| 議 | 長 | <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> |
| 6番 | | <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>大東地域の農振除外現地調査報告をいたします。</p> |
| 加藤 | 敏子 委員 | <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> |

議 長

24番

藤野 秀一 委員

報告内容、No. 301 から No. 303 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No. 401 から No. 402 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農振除外現地調査報告をいたします。

議 長

15番

鈴木 耕多 委員

現地調査日、令和8年1月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 藤原委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩渕委員、支所職員 伊東主査、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、No. 601 及び No. 603 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農振除外現地調査報告をいたします。

議 長

3番

菅原 良博 委員

現地調査日、令和8年1月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 菅原、農地利用最適化推進委員 畠山委員、高橋委員、支所職員 鈴木係長、千葉主任主事で行いました。

報告内容、No. 802 から No. 806 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。続いて、農振用途変更現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

議 長

報告内容、No. 801 から No. 803 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振用途変更の問題はないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

13番
及川 治雄 委員

13番 及川 治雄 委員

書類上のことについてです。

806 号と 807 号が一覧に載っていますが、図面には載っていませんが、どのようになっていますか。

農 地 係 長

編入の部分については、原則として現地調査は行わないということで進めております。

編入の 807 号については用途変更の 802 号と関連があり、合わせた形で現地調査を行っております。

13番
及川 治雄 委員

一覧と図面に不一致があるのは、どうしてでしょうか。

議 長

ここで一旦、休憩します。

(休憩)

議 長
農 地 係 長

再開いたします。

農振除外の 806 号については、現地調査書の 39 ページの除外のところに記載しております。編入のほうの 806 号は、申出はあったが取り下げになったためか、議案には載ってこない抜け番になっているところがございます。

編入の 807 号については原則として現地調査は行わないため、地図等はつけておりません。

以上でございます。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 113 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 113 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。
第 17 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
(午後 4 時 11 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員